

令和 3 年度

第 1 回 鞍手町行財政改革推進委員会

会 議 録

令和 3 年 11 月 9 日

於：鞍手町議会議事堂

第1回鞍手町行財政改革推進委員会

(1) 開催の日時及び場所

令和3年11月9日(火) 10時00分から11時00分まで 鞍手町議会議事堂

(2) 出席及び欠席委員の氏名

【出席】 許斐 英幸 野口 美恵子 幸田 剛 船津 敬明
矢野 百合子 藤井 睦彦 松山 進 田代 雄二
遠藤 ムツ子 筒井 紀世美 松本 秀樹 日高 ゆかり

【欠席】 高鍋 幸雄 由衛 久子

(3) 出席した職員等の氏名

【推進本部】 本部長 岡崎 邦博
副本部長 浅野 彩

三戸 公則 高橋 奈美江 立石 一夫 藤原 光徳
梶栗 恭輔 芝野 英和 柴田 隆臣 友澤 和子
原 敏勝 古後 憲浩 武谷 朋視 寺本 理恵

【事務局】 高橋 奈美江(再掲) 堀 康治 内海 崇

(4) 会議事項

- | | | |
|-----------------|-------------|----------|
| 1 開会 | 2 任命辞令の交付 | 3 町長あいさつ |
| 4 委員及び推進本部員等の紹介 | 5 会長の互選 | |
| 6 会長職務代理者の指名 | 7 会議録署名人の指名 | |
| 8 議事 | | |

(1) 令和2年度改革項目の取組み報告について

(2) その他

9 閉会

(5) 会議経過及び発言内容

別紙のとおり

(6) 傍聴者 なし

(7) 会議録署名人

許斐 英幸

野口 美恵子

令和3年度 第1回 鞍手町行財政改革推進委員会 会議経過及び発言内容

1. 開会

事務局 ■ 定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第1回鞍手町行財政改革推進委員会の会議を開会します。

携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。

また、現在、コロナウイルスに係る緊急事態宣言等は解除されていますが、長時間の密集を避けるため、出来る限り短時間で終わることができるよう、ご協力願います。

本日の会議は、14名中12名が出席されております。

会議は、お手元の会議次第に従って進行させていただきますが、議事に入るまでは、事務局の方で進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料は、事前に配付しましたものを本日お持ちいただいているかと思えます。

本日の会議資料は、

- ・ 本日の「会議次第」
- ・ 【資料1】 第7次鞍手町行財政改革【令和2年度報告書】
- ・ 【資料2】 行財政改革推進委員会設置条例・設置条例施行規則・委員名簿
- ・ 【資料3】 鞍手町行財政改革推進本部設置要綱・名簿

となっております。

足りない資料がありましたら、お知らせください。

なお、本日の会議の議事録や資料は町ホームページで公表いたします。議事録作成のため、録音をさせていただきますのでご了承ください。つきましては、発言される場合は、お手元のマイクのトークボタンを押してご発言いただきますようお願いいたします。

2. 任命辞令の交付

事務局 ■ 委員の任命辞令を町長から交付させていただきます。

今回は、3名の新任委員の方がいらっしゃいますが、本日は、1名欠席のため2名の新任委員の方に、町長から辞令を交付させていただきます。なお、11名の再任委員の皆様には、予めお手元にお配りさせていただいております。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、辞令交付を行います。お名前を読み上げますので、前へお願いします。商工業関係より選出の船津敬明様、前へお進み下さい。

(町長から辞令交付)

続きまして、女性委員として選出の遠藤ムツ子様、前へお進みください。

(町長から辞令交付)

以上で、辞令の交付を終わります。

3. 町長あいさつ

事務局 ■ 続きまして、町長の岡崎よりごあいさつを申し上げます。

町長 ■ 皆さん、おはようございます。町長の岡崎でございます。

ようやく、秋本番となり、寒さが日増しに深まる今日この頃です。

皆様には、日ごろから町行政の推進にご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

委員会開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

只今、辞令を交付させていただきました。

本年度、新たに委員に任命させて頂いた方、引き続き委員としてご指導頂いている委員の皆様には、大変お忙しい中、委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

第7次行財政改革は、令和2年度から「効果的な行政運営」、「アセットマネジメントの推進」、「財政基盤の堅持」の3項目を柱として取り組んでおります。

これまでも、多様化する住民ニーズに応え、よりよい行政サービスの提供に努めながらも費用対効果の観点から、数々の改革項目に取り組んでまいりました。

このあと事務局から第7次の初年度である令和2年度の実施について
の報告をさせていただきます。

委員の皆様には、今後の取り組みも含めて、成果と課題についてご意見
をいただければ、そのことが改革を進めていく上での貴重な提言となり
ます。

どうか、忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げます。
て、甚だ簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

事務局 ■ これ以降は、推進委員会としての議事になりますので、町長はここで
退席させていただきます。

なお、副本部長、推進本部員につきましては、プランに基づく改革項
目の現在までの取り組みの報告のため、引き続き委員会に出席いたしま
す。

4. 委員及び推進本部員等の紹介

事務局 ■ 続きまして、委員及び推進本部委員等の紹介につきましては、資料2
と資料3を配付させていただいておりますのでご確認をお願いします。

なお、今回3名の委員さんが交代されております。交代された方のみ
のあいさつですと一方通行になりますので、申し訳ございませんが、お
一人ずつ、ごあいさつをいただきたいと思います。まずは、許斐委員か
らよろしくお願いします。

～ 委員のあいさつ ～

5. 会長の互選 及び 6. 会長職務代理者の指名

事務局 ■ 次に会長の互選に移ります。

会長の選出につきましては、条例第4条第1項の規定により委員の互
選となっていますので、自薦、他薦の方法により選出をいただきますよ
うをお願いします。

また、第3項の規定により、「会長に事故あるときは、予めその指名
する委員が、その職務を代理する」こととなっていますので、会長が決
まりましたら、会長から職務代理者の指名をお願いしたいと思います。
どなたからでもかまいません。自薦、他薦をいただきたいと思います。

事務局 ■ どなたか、いらっしゃいませんか。

～ 事務局一任 ～

事務局 ■ ただ今、事務局一任とありましたが、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

事務局 ■ それでは、事務局一任ということですので、事務局案をご提案させていただきます。

団体から推薦の藤井 睦彦委員に、前回に引き続き会長をお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

事務局 ■ ありがとうございます。それでは、会長に藤井委員ということで、藤井委員よろしくをお願いいたします。

では、ここで、会長不在の場合の職務代理者については、会長の指名によるところですが、藤井委員いかがでしょうか。

藤井会長 ■ 松山さんをお願いしたいのですが、どうでしょうか。

事務局 ■ 松山委員いかがでしょうか。

松山委員 ■ はい。

事務局 ■ ありがとうございます。

では、松山委員に職務代理者ということをお願いしたいと思います。

それでは、会長と職務代理者が決定しましたので、ごあいさつをお願いします。はじめに、藤井会長お願いいたします。

藤井会長 ■ 皆様、改めましておはようございます。

前回に引き続いてまた会長を仰せつかりました藤井でございます。よろしくをお願いします。

昨年はコロナで会議ができず、書面決議という形で皆様方をお願いしまして、何とか皆様方の賛同を頂きまして決議が上手くいきましたので、報告だけさせていただきます。

まあ、私も 80 を過ぎまして、だんだん耳が遠くなってきていまして、皆様方に迷惑をかけるんじゃないかと心配しているんですが、皆様方に助けていただきながら、2年間、会長職を務めさせていただく形になり

ますけども、どうかよろしくお願ひしたいと思います。
簡単ですけども、挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 ■ ありがとうございます。続きまして、松山委員お願ひいたします。

松山委員 ■ 突然ご指名頂きましたけども、藤井会長には元気に、引き続き頑張っていたきたいと思っていますので。何かありました時にはサポートしていきたいと思っていますので、皆様、ご協力いただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

事務局 ■ ありがとうございます。
ではここで、4月より就任しました副町長浅野より推進本部を代表しましてごあいさつ申し上げます。

副町長 ■ 鞍手町副町長の浅野と申します。
本年4月より参っております。いきなりあいさつをと言われ戸惑っております。
私、3月まで県庁で仕事をしておりまして、行財政改革は非常に重要で、委員の皆様から厳しい意見を頂くことで県庁でも有名でございます。
鞍手町の今後の行財政改革のために是非、貴重なご意見をうかがう機会だと思っておりますので、忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 ■ ありがとうございます。
では、ここからは条例第5条の規定により会長が議長となりますので、議事の進行については、藤井会長、よろしくお願ひいたします。

7. 会議録署名人の指名

会長 ■ 座って議事を進めさせていただきます。それでは、議事に入ります前に、本日の会議録署名人を指名させていただきたいと思います。
会議録署名人を許斐委員と野口委員にお願いしたいのですが、どうかよろしくお願ひします。

～ 両委員承諾 ～

8. 議事

会長

■ では、さっそく議事に入っていきたいと思います。

議事の（１）令和２年度改革項目の取組み報告について、事務局からの説明をお願いします。

なお、質問や意見等は報告が終わりました後に受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局長

■ それでは、（１）令和２年度改革項目の取組み報告について、事務局、政策推進課長をしております高橋から報告をさせていただきます。

まず、報告に入る前に、今回はじめて委員となられた方もいらっしゃいますので、行財政改革について、少しご説明をさせていただきます。

鞍手町では、昭和 63 年に「第 1 次行政改革」を策定し、それ以降、5 年を単位期間として、行財政改革に取り組んできました。

これまでの 6 次にわたる行財政改革は、社会情勢の変化や、その時々
の課題に対応するため改革項目を調整し、事務事業、組織機構、定員管理、行政サービス、公共施設等の各種見直しを行い、逐次行政運営に反映してきました。

その中で、過疎地域の指定から除外された第 4 次行財政改革では、財政問題を柱とする集中改革プランに基づき、投資的経費の抑制や各種補助金の見直し等に取り組み、目標効果額 15 億円に対し、14 億円の効果額の結果を出した時期もあります。

しかし、昨今の行財政改革におきましては、効果額を目標値に掲げる項目は数項目となっております。

このような状況の中、現在の社会情勢におきましては、人口減少問題、ますます高度・多様化する住民ニーズ等課題は山積しておりますが、社会情勢の変化に対応していくため、これまでの行財政改革の取り組みによる成果や課題、総務省指針に示された内容等を踏まえ改革に取り組んでいかななくてはなりません。

そうした中で、第 6 次行財政改革からの改革目的である「次世代に鞍手町を引き継ぐため」行財政改革の基本に立ち返り、町民生活に必要な行政サービスの確保と必要な財源を確保するとともに、ムリ・ムラ・ムダを無くし、健全財政とし、総合計画と一体的に取り組むため、第 7 次行財政改革の目的を「未来につなぐ安定した財政基盤の確保」とし、3 つの目標を掲げ、令和 2 年度から令和 6 年度を単位期間とした第 7 次行

財政改革に現在取り組んでいるところでございます。

以上、簡単ではございますが、行財政改革についての説明となります。

事務局長 ■ それでは、第7次行財政改革令和2年度の取り組みについて、ご説明をさせていただきます。

なお、資料については、事前に配付させていただいておりましたので確認をして頂いているものとし、要点を絞っての報告とさせていただきますので、予めご了承いただきたいと思います。

では、資料1で、ご説明をさせていただきます。

1ページから3ページは、評価要領になります。

本町においては、総合計画、総合戦略、行財政改革につきましては、各種計画進捗管理の基本的な考え方に基づき、それぞれの計画に掲げた改革項目や具体的施策を検証しています。

これは、すべての計画においてPDCAを確実に回すため評価・検証を行うための基準です。

また、行財政改革については、3ページにある評価要領に基づき、事業の所管課が6ページ以降にあるPDCAシートを毎年度作成しています。

これにより、事業の実施結果から課題を抽出し、今後の方向性や、目的達成したものについては指標の変更を行うなど常にPDCAを回すことで事業の精度を上げていくことができます。

4ページの第7次行財政改革効果額等一覧表をご覧ください。

ここでは、第7次に掲げた9つの改革項目、指標、達成率、効果額を一覧で見ることができます。

中央の赤枠で囲んだ部分は、改革項目の指標に対しての達成率を示したものになります。また、改革項目に効果額を指標として掲げた分につきましては、それぞれ効果額を記載しております。なお、第7次の目標効果額は2億5千万円となっておりますが、これは指標の変更により随時変わっていくこととなります。現時点では、3項目で1億円程度の目標効果額ですが、PDCAを回し、効果額を達成できるように取り組んでいきたいと考えております。

令和2年度事業の取り組み評価は、所管課が作成したPDCAシートの「改革項目の取組内容に対する評価」をAからFで評価したものをその

まま転記しております。

事務局長 ■ 総合点数については、4 ページ下段の総合評価基準Ⅰに照らし、具体的施策の事業に対する取組評価、指標に対する評価、貢献度にそれぞれ当てはめ総合点数を記載しております。

さらに、総合点数が 13 点以上であれば A 評価、9 点以上 12 点以下であれば B 評価、9 点未満は C 評価としています。

それを元に、4 ページ下段にある総合評価基準Ⅱに基づき本部員評価を行いました。

結果、「見直しを要する改革項目」が連番 2、連番 4、連番 6 という結果になりました。

「実施内容は良好であるが、効果が薄い項目」が連番 1、連番 3、連番 5、連番 8、連番 9 となっております。

現時点で「良好である改革項目」は、連番 7、連番 9 となっております。

なお、連番 9 については、2 つの指標があることから、それぞれを評価しております。

連番 1 から連番 9 までの改革項目の報告は、6 ページから 40 ページに記載しております。

なお、PDCA シートは、年度ごとに作成・追加し、報告書としてまとめていきます。また、シートのみで報告できないものについては、資料として作成し、追記式で随時報告することとしております。

また、今回の評価において、指標の変更を行うものが 2 項目あります。連番 6 と連番 9 です。これは、後ほど要点を絞って説明させていただきますときにご報告させていただきます。

それでは、令和 2 年度の改革項目の報告について、冒頭にご了承いただきましたように要点を絞って説明をさせていただきますので、ご了承ください。

9 ページをご覧ください。

連番 2 の職員の能力向上についてです。この項目については、計画期間内に 100 名を研修へ派遣することを指標としておりますが、まず、令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修が中止となったため、令和 2 年度における指標に対する目標達成はできま

せんでした。

事務局長 ■ しかし、職員の能力向上は、研修による能力向上がすべてではなく、各課局において職務を遂行する上での必要な知識や課題に取り組むことも能力向上の一つであると考えております。また、この委員会においても職員の資質については、幾度となく議題に上がったこともあり、令和2年度に制度設計を行い、令和3年度より新規採用職員に対してのフォローアップを行う制度も実施しております。目標値に対しての評価は低いですが、貢献度としては新しい取り組み等も踏まえ、職員の資質向上には、やや貢献していると判断しております。

12 ページをご覧ください。

連番4の事務事業の改善についてです。この項目については、各課局において、課題となっている対象事業を抽出し、事務の改善を行い費用対効果を生み出していくものとなっております。

令和2年度には、各課局に改善を要する事務事業の調査を行い、課題があると考えられる8事業の提出がありました。

その対象事業につきましては、14 ページから 29 ページに事務事業評価・改善シートを掲載させていただいております。

これらの事業については、今後所管課と主要事業等のヒアリングを行い手法改善、方向性等を検討していくこととしております。

今回については、参考資料と言う形で掲載しております。

なお、評価については、改善実施ができていないことから、すべての評価項目において達成できていないと判断しております。

次に 32 ページをお開きください。

連番6の公債費負担の適正化についてです。この項目については、すべての評価項目において達成できていないと判断しております。

この項目におきましては、第6次行財政改革より改革項目に掲げてきております。現時点においても最終年度における目標値の達成も厳しい状況となっております。

なお、先ほど説明させていただきましたように、今回、連番6の指標も変更させていただいて、後程ご承認して頂ければと考えております。

今回目標値の変更を行う理由につきましては、これまで、下水道事業

の地方債発行については一般会計で償還しておりましたが、下水道事業の地方公営企業法の適用に伴い、特別会計に移行させたことから、目標値を2.5億円から2.3億円と今回の評価検証において見直していきたいと考えております。

事務局長 ■ さらに厳しい目標値となることは承知しておりますが、今後も庁舎建設等の地方債発行を予定しております。令和3年度からも引き続き過疎地域に指定されましたので、過疎対策事業債の活用も可能となったため、公債費の実質的な負担は軽減される見込みではないかと考えております。第7次の計画期間外ではありますが、令和9年度以降は目標の水準に抑えられるのではないかと現時点では見込んでおります。

今後もさらに厳しい財政状況であることは念頭に置き、地方債の計画的な発行を行い、将来負担の適正化・平準化に努めていきたいと考えております。

次に38ページをお開きください。

連番9のふるさと納税の推進についてです。

令和2年度においては、前年度の1,600万円から5,500万円と寄附額が伸びております。この要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により、巣ごもり需要やおうち時間の増大によりネットを閲覧する時間が増大したことも大きな影響であると分析しております。

これは、本町だけにとどまらず、全国的にふるさと納税の寄附額が伸びているという状況からも伺えます。

さらには、感染症の影響により、需要が落ち込んだ産業を盛り上げることを目的に返礼品によっては、増量や訳ありといった返礼品が寄附額の変化にも影響していると考えております。本町においても訳あり返礼品が寄附額の飛躍的な伸びの要因になっております。

また、令和2年度からは、ふるさと納税サイトを増やしたもことも要因であると考えております。

現在の進捗率を確認して頂いてもわかりますように、現時点で31.2%の進捗率となっています。また、令和3年度の事業報告においてご報告になるかとは思いますが、現時点で1億9千万円と寄附額が急激に伸びていることから、ふるさと納税の純効果額を4億円に変更させていただき、併せて、返礼品のラインナップにつきましても170品の目標値に変更をさせていただきたいと考えております。

事務局長 ■ なお、連番1、連番3、連番5、連番8については、現状通り改革を進めていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

会長 ■ ただ今、議事の令和2年度改革項目の取組み報告について説明がありました。

まず、ご意見を頂く前に、3件ほど指標の変更案について報告がありましたが、この3件についてご意見がありましたら伺いたいと思います。

会長 ■ それでは、ご意見は無いようですので、続いて連番1から連番5についてご意見があれば伺いたいと思います。

松本委員 ■ 連番1。今説明があった以外の部分です。これについては微妙なところがあると思いますが、定員管理の適正化ということで、7ページのグラフなんですけど、これは新庁舎に向けた定員の数を指していると思うんですが、私が見ていく中で、令和6年に137名と現状と変わらない数になっています。今回の報告書を見ていく中で、目標達成や貢献度というところで、かなり難しいと言うか厳しい状況だという記述があると思うんですね。私が思うには、この137名というのは厳しいと思うんです。

というのも、新しい庁舎の事になりますけれど、今の庁舎に比べ大きな器になりますよね。聞いた話では地域包括センターとかも新庁舎に入るといことで。管理の問題としてですが、特に資料を持ち合わせているわけではないので、正確なところはわかりませんが、管理費というのが倍増するのではないかと。管理費の中には、人件費と言われる、このなかでは137名という数字がでておりますが、そこには難しいところがあるのかなという見方をしております。今の見通しの中で137名という数字が出ておりますが、先程、町長が忌憚のない意見をということでしたので。数字はこれになっているんですが、実はという確定はしていないんですが試算としてはこうですという数字があれば教えていただきたいなと思います。できるだけ、行財政改革の名のもとにやっているから、かなり絞り込んだ組織体制というのもあり得るという考えも含んだ話でよろしくをお願いします。

総務課長 ■ 連番1についてご説明させていただきます。

只今、松本委員がおっしゃいましたように、職員数についてはこれまで行財政改革の中で一番大きな効果を出してきたところだと思います。

これまでも、退職不補充というところで、先程説明がありましたように14億円の効果を出した一部には退職不補充等で人員を抑制してきたというところもあると思います。ただ、昨今の新型コロナウイルスなど様々な新たな行政課題が出てきている状況でございます。今7ページにお示ししているところは、このような新たな行政課題がないということ为前提にして現状の137名で維持していこうとしているのは、あくまでも計画値でございます。

実際には、令和2年度につきましては1名増という結果になっております。これにつきましては、その他の部門で1増というところでございますが、これは、介護予防事業等で新たなサービスを提供するため保健師を新たに1名増員したことによるものです。

また、令和3年度の数字については、ここには令和2年度の報告であるため挙がってきておりませんが、令和3年4月1日現在で139名となっております。また、この1名増につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴いましてワクチン接種等に従事する職員が必要となりますので、そこで増となっております。

この表の職員数につきましては、目標値として137名を維持していこうというものでございますけれども、そこは行政課題に応じて増になる可能性はあると思います。ただ、改めて申しますが、あくまでも行財政改革において人件費の抑制が一番大きな効果を出せるものだと思っておりますので、安易に職員数を増加するのではなく、必要に応じて最小限度の職員数で効果的な行政運営を行っていきたいと考えております。

松本委員 ■ もう少し具体的な話はないんですか。

私が聞きたいところは、資料にあるところのその先なんですけど、今のところまだ計画とかはできていないと思うんですけど、もう庁舎の関係の工事とかも始まっているんで、ある程度の想定はしているんじゃないかということ言っているんです。先程も言ったとおり忌憚のない意見をということだったので、そこのところを出していただければということです。

会長 ■ 人員を減らせという話がありますが、状況によっても変化がありますので、一概にそれは言えないと思うんですね。だけど、行政としては努力していくということですよね。それで納得していただきたいと思うのですが、いいですかね。

松本委員 ■ わかりました。

会長 ■ 他に何かありますか。

会長 ■ 皆様のご意見を頂きたいのですが、2年度から始まったということもあり、なかなか出ないという状況があるかもしれませんね。
無いようでしたら連番を進めてよろしいですかね。
では、連番6番から9番についてご質問等がありますか。

会長 ■ ありませんか。
ふるさと納税もその時の状況によって変動しているのは皆さん分かっていると思いますけどね。
何でもいいので質問があれば出していただきたいのですが。
現在、連番1から連番9までという状況があるんですけども、それぞれの取り組みを明確化して皆さんに報告することが、なかなか難しい面があるんですね。努力していると言うところは認めていただきたいと思いますけど。
無いようでしたら、その他の項目に進みたいのですが、よろしいですか。

野口委員 ■ 連番9のふるさと納税の推進についてなんですけど、返礼品の充実ということで、58品から80品目に増加したということは良いことだと思うんですけど、この品目の多くなったということだけで、ホームページを見れば一目瞭然なんだろうけど、どういう物が増えたというようなものが一覧表になっていると、私たちもPRしやすいと思うんですけど、そういう物は検討して頂けるんでしょうか。

事務局長 ■ ありがとうございます。
只今、野口委員の方から言われました返礼品の一覧表があると良いということなので、それについては、事業者名を伏せたところで返礼品目

の一覧を作成することは可能なので、次回から資料としてつけさせていた
ただきたいと思いますが、如何でしょうか。

野口委員 ■ はい。お願いします。

会長 ■ 他にはありませんか。

松本委員 ■ ひとつ教えてください。

連番4の事務事業改善の中で後ろに付けている事務事業評価・改善シ
ート20ページですが、読んで分らなかったんですけども、この部分
で、今までは新しく来た方に10年間の補助をされて、それを5年に短
縮となっていますよね。今、定住促進を図っていると聞いているんです
けども、そのなかで、なかなか財政的に厳しいのか、困難という表現が
あって、改善方法の中に、今10年間だが5年程度に短縮すると書かれて
ます。これを少し説明頂けたら。読んで分らなかったもので。

地域振興課長 ■ 地域振興課長の立石と申します。担当をしております。

短縮と言うのはミスプリントです。短縮はいたしません。5年程度短
縮するというのを検討したということですが、ミスプリントと言
いますか、この時点ではそうだったんですが、実際には、令和3年度に
10年間の制度を令和9年度まで延長するというふうに今なっています。
改善方法として、今まで10年間補助していたものを5年くらいにしよう
かと検討はしてみたんですけど、人口の減少抑制に一定の効果がある
ということで、これは既に議会に諮らせていただいて制度自体を令和9
年度までの5年間、延長をしております。なので、シートの内容と実際の
状況には違いがあると思うのでご理解いただければと思います。

松本委員 ■ わかりました。

定住促進の上で、これは非常に効果があると聞いているし、今の転出と
転入から見ると、少し転入が増えてきたというのも聞いているもので
すから、折角ですから、予算は厳しいかもしれませんが推進して頂け
たらと思って確認しました。

地域振興課長 ■ 形としては、令和2年度の状況としては、こういうことを検討した
んですが、結果的には10年を5年度延長したというふうなことになる

ています。

事務局長 ■ 補足をさせていただきます。

この連番4の事務事業改善シートにつきましては、令和3年1月時点で作成したものととなりますので、先程、地域振興課長が答弁しましたように、現状と若干のずれが生じているところもありますので、その点についてご了承して頂ければと思います。

会長 ■ よろしいでしょうか。

松本委員 ■ はい。

会長 ■ 何か他にもご質問等あれば。

松本委員 ■ 事務改善シートの文書配布事業についてですが、この事業を委託に出すとするれば、予算的な問題が出てくると思うが。

総務課長 ■ まず、町の大きな課題として、町としては住民の方々に様々な情報発信をしていかなければいけないというところがございます。そういう中で、これまでは、各区、そして各区の隣組長さんを通じて文書の配布をお願いしていました。その際に区長さん、隣組長さんには連絡員としての手当が支給されておりました。ただ、だんだん地域のコミュニティが減少している中で加入率もだんだん減りまして、現在の加入者は町の6割程度にとどまっているところがございます。残りの4割の方々にも、本来であれば町として情報を発信していかなければいけないという課題があるところがございます。そういう中でこれまで各隣組長さんにお渡ししていました連絡員の手当を財源とし業者に委託して全世帯に対し情報発信を行っていきたいという見直しを、今、検討しているところであります。

因みに、令和4年度については、まだこの検討案が整いませんで現状のままの形になる予定でございます。ただ、それ以降、令和5年度以降につきましては、これからも引き続き検討していきながらより良い情報発信をしていきたいと考えているところでございます。

松本委員 ■ 現在、連絡員に渡している手当を財源にして業者に委託するということがありますが、実際に現在どのくらいの額がかかって、委託にした場合どのくらいの増減が発生するか具体的な数字はわかりますか。

総務課長 ■ 正確な数字は手元にありませんが、大きな数字としてですね、各隣組長さんに配賦している財源としまして、1,300万円程度かかっております。その財源をもとに民間の事業者にも全戸に配布するという案を立てておりました。その案で行くと、民間の事業者にも配賦する金額としましては約1,000万円を切るくらいの見積もりがでておりましたので、残りの差し引きの300万から400万の財源を有効に使って、各区のコミュニティの活動資金になればと言うところで、補助金としてお渡しすればどうだろうかという案について検討しているところでございます。

会長 ■ 今から検討していくということですね。よろしいですか。

松本委員 ■ はい。

会長 ■ 他にはないでしょうか。

会長 ■ 他には無いようなので、事務局からなにかありますか。

事務局 ■ 本日の委員会出席の委員報酬につきましては、指定口座への振込みで対応させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
こちらで口座情報を把握できていない委員の方には、開会前にお渡ししています用紙に必要事項をご記入の上、返信用封筒にて、11月19日金曜日までにご提出願います。

9. 閉会

会長 ■ 以上をもちまして、令和3年度第1回鞍手町行財政改革推進委員会を閉会します。皆さまご協力ありがとうございました。

